

2024 年 12 月 25 日

令和 7 年度薬価改定に関する所感

日本製薬団体連合会
会長 岡田 安史

今般、中央社会保険医療協議会において「令和 7 年度薬価改定の骨子」がとりまとめられました。医薬品の研究開発及び安定供給を通じて、国民の健康に貢献することを使命とする医薬品産業の立場から、以下の通り所感を述べます。

令和 7 年度の薬価改定については、平均乖離率 5.2%を基準として、新薬創出等加算対象品目、後発医薬品についてはその 1.0 倍、新薬創出等加算対象品目以外の新薬はその 0.75 倍、長期収載品はその 0.5 倍、その他医薬品はその 1.0 倍をそれぞれ超える医薬品を改定の対象とすることが決定されました。加えて、適用する算定ルールについては、市場実勢価格加重平均値調整幅方式と連動しないルールについても新たに適用となりました。「令和 7 年度に中間年改定を実施する状況にはない」と主張してきた当連合会としては、誠に遺憾です。

そもそも薬価差があるから毎年改定すべきとする考え方は、関係者の理解と努力によって薬価差が縮小し続けていることも踏まえると、薬価差の位置付けあるいは偏在についての関係者の共通理解に基づいて、本質的な議論が必要です。さらに、令和 7 年度薬価改定の対象は、平成 28 年のいわゆる 4 大臣合意で、中間年改定の対象を「価格乖離の大きな品目」とした考え方から変化したと見なせる可能性があります。中間年改定の位置付けや目的について、今後の影響を見定めつつ議論していく必要があると考えています。

次期薬価制度改革に向け、医薬品のカテゴリーに応じた薬価制度を構築する観点から、薬価改定の在り方、新薬の価値を適切に評価する仕組みなどについて検討を進める必要があります。

当連合会としましては、我が国のイノベーションの推進と国民皆保険の持続性の両立に向け、引き続き諸課題の解決に取り組んでまいり所存です。今後とも関係各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(以 上)